

農地等の整備費用への支援

～印西市小規模土地改良事業補助金のご案内～

印西市では、農業者自らが管理する農地等の整備に係る費用に対して、補助金を交付する事業を行っています。

対象となる方	対象事業	補助額・要件
●現に農業を営んでおり、今後も引き続き市内において継続する意思がある者 ●市税を滞納していない者（同一世帯の者も含む。） ●暴力団員等でない者 ●市の住民基本台帳に記録されている者（法人その他団体にあっては本店又は主たる事業所を市内に有する者） ●事業の施行について土地所有者の同意を得ている者	1. 暗渠排水施設の整備 2. 揚水施設の整備（新設に限る） 用排水施設の整備 3. 畦畔の除去 ※いずれも申請者が管理するものに限ります。 ※暗渠排水施設の整備および畦畔の除去については、原則として9月1日以降の申請をお願いします。	裏面記載



提出書類

いんざい君

申請時

- ☐ 申請書 ※1
- ☐ 事業計画(実績)書 ※1
- ☐ 見積書（50万円未満…2社）
（50万円以上…3社）
- ※畦畔の除去(自力の場合)：見積不要
- ☐ 整備場所の位置図
- ☐ 整備場所の写真（施工前）
- ☐ 補助金振込先となる通帳の写し
（金融機関名、支店名、口座名義、
口座番号がわかるページ）
- ☐ 同意書(申請人が地権者でない場合)

(※1 様式は、市農政課窓口又は市ホームページで取得できます。)

完了時

- ☐ 実績報告書 ※1
- ☐ 事業計画(実績)書 ※1
- ☐ 請求書・領収書の写し
- ※畦畔の除去(自力の場合)：請求書・領収書不要
- ☐ 工事写真（施工中・施工後）
※施工の前に部材（例、暗渠管など）を
一か所に並べた写真も併せて提出し
てください。
- ※職員で現地確認をします。
→施工が確認できない場合等は補助金を
交付できないことがあります。

注意点

補助を受けようとする方は、計画段階で事前に下記へご相談ください。

※申請前に着工済のものは、補助対象となりません。

※整備完了が2月末頃までに見込まれるよう計画願います。

※予算には限りがあり、なくなり次第終了となります。

補助額・要件

1.暗渠排水施設の整備

●委託の場合

次のいずれかの低い額（上限 50 万円）

- ・ 1mあたり 1,000 円
- ・ 対象事業費の 1/2 以内

※処分費、諸経費等は補助対象外

●自力施工の場合

次のいずれかの低い額（上限 25 万円）

- ・ 1mあたり 500 円
- ・ 対象事業費の 1/2 以内

※処分費、燃料費等は補助対象外

2.揚水施設・用排水施設の整備

●単独施工の場合

要件：農地の面積が 30a 以上かつ事業費が 10 万円以上

補助率：補助対象経費の 1/2 以内（上限 50 万円）

※処分費、諸経費等は補助対象外

●共同施工の場合

要件：農地の面積が 50a 以上かつ事業費が 10 万円以上

補助率：補助対象経費の 1/2 以内（上限 70 万円）

※処分費、諸経費等は補助対象外

3.畦畔の除去

●自力施工の場合（※委託も可能）

要件：隣接する 2 筆以上の農地間における

畦畔の除去

※畦畔除去後の一区画の面積が 10a 以上であること

※除去する畦畔の長さが 20m 以上であること

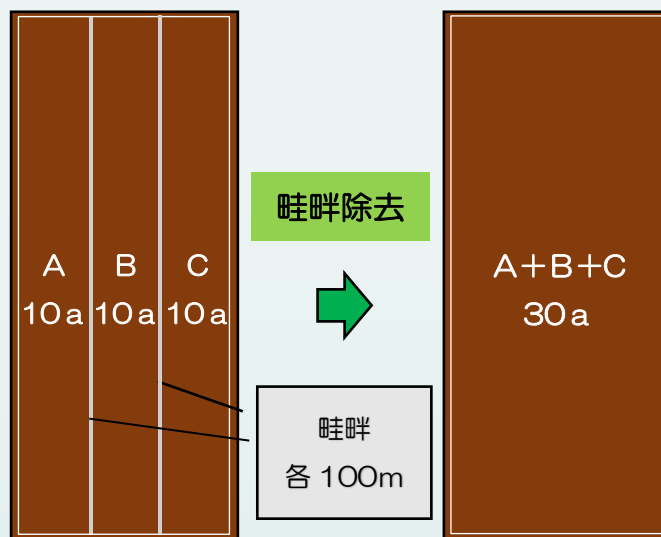
補助額：次のいずれかの低い額(上限 10 万円)

- ・ 10 a あたり 25,000 円
- ・ 1m あたり 400 円

その他：境界杭などの保全・復元等については当事者間に対応してください。

【事業イメージ】

～補助対象事例～



●補助額

2.5 万円/10a×30a(拡大面積) = 7.5 万円－①

400 円/1m×200m(除去した長さ) = 8 万円－②

① < ② のため、補助額は 7.5 万円

印西市 環境経済部 農政課 振興係

〒270-1396 印西市大森 2364-2

TEL : 0476-33-4488 FAX : 0476-42-7242

メール nouseika@city.inzai.chiba.jp